

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	(福)静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	19年11月1日~20年1月30日
評価調査者番号	① H17-a013
	② H17-b003
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：舘山寺保育園 (施設名)	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 高柳 益江	開設年月日 昭和56年4月1日
設置主体：社会福祉法人 庄栄会 経営主体：社会福祉法人 庄栄会	定員 90人 (利用人数) 109人
所在地：〒431-1209 浜松市西区舘山寺町2418-1	
連絡先電話番号： 053-487-1611	FAX番号 053-487-1612
ホームページアドレス	http://www.i-kosodate.net/nursery/nurserydetail.asp?hoikucd=22202008

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
一般保育 乳児保育 延長保育 障害児保育 一時保育 小規模型地域子育て支援センター	入園式、クラス懇談会、誕生会、遠足、運動会、人形劇、クリスマス、餅つき大会、生活発表会、老人ホーム慰問、ひなまつり、マラソン大会、卒園式
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要
保育室 乳児室 ほふく室	遊戯室、医務室、調理室、事務室、プール、子育て支援センター、屋外遊技場、テラス、バルコニー

職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1	調理員 (内非常勤)	3 (1)
主任保育士	1	事務員	1
副主任保育士	1	嘱託医 (非常勤)	2
保育士 (内非常勤)	14 (4)		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

地域に根付いた温かい雰囲気のある園である。子ども達は大変元気で、明るく活き活きと園生活を過ごしています。

乳児室には、新たに設けた午睡用の部屋が設けられており、いつでも眠たい子ども達が安心して静かな空間で睡眠を取ることができます。また授乳を希望する保護者が安心して落ち着いた環境下で授乳等ができようになっています。

園の各所に姿見などが設置されており、子ども達の身だしなみへの配慮が伺えます。

サービスに関する各種マニュアルを整備し、職員はおしなべて質の均衡が取れており、それぞれの責務を全うしており、積極的に質の向上に取り組んでいます。

サービス開始にあたっては、入園時の分かり易いリーフレットを初め丁寧な説明の時間を設けて保護者との関係を築いています。

地域との交流を大切にし、子どもの発達に対応した取り組みがなされています。

保護者との関係はオープンで、いつでも気軽に職員が対応しています。アンケートの中でも多くの保護者が園に対して信頼できると評価しています。

◆ 特に改善を求められる点

園長の裁量に委ねられる部分が多く、園長の仕事が多様化・複雑化しすぎており、職員による実質的な分掌化が求められます。

利用者サービスなどソフト面は充実していますが、会議録、児童票などの記録の周知徹底が求められます。

侵入者等への危機管理についてマニュアルや防犯のための機材や備品を備えています。保護者アンケートでは外部からの侵入について不安の声が複数ありますので、防犯訓練等の継続的な取り組み等が求められます。

園として、開園当初保護者との話し合いで、少しでも保護者の負担がないように参観は申し出があればいつでも実施することとして周知し取り組んでいます。保護者アンケートでは参観会の実施を希望する声が聞かれたので、検討が求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価の受審に当たり“利用者本位の福祉”という原点を考え、当園の保育の質、サービスのあり方を振り返る良い機会であったと思います。

受審申込にはひとつのハードルの高さを感じましたし、評価ポイント、着眼点等に目を通せば通すほど、現実として受けることができるのかと言う、評価に対する厳しさや不安感を拭い去ることは出来ませんでした。

しかし、事前の受審説明を丁寧にいただき、前向きに心の準備が出来ました。職員の評価への取り組み、保護者によるアンケート提出の協力など、本当に感謝しています。

受審の結果は、自負していた保育サービスと、第三者評価とのギャップに園を預かるものとして、重さを感じ得ない結果でした。評価結果を真摯に受け止

め、気付いたことを大切に、サービスの向上に努力していきたいと思います。
 審査当日、最初に審査官の方が「保護者アンケートの結果が非常に良く、信頼されている園ですね」といってくださったことは、何より嬉しいことでした。

4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> *理念や基本方針、保育目標が明示され、職員に周知されている。
1 理念・基本方針	<ul style="list-style-type: none"> *保護者に対しては、入園時に資料を配布し、時間をかけて丁寧に説明している。
2 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> *中長期計画として、ソフト・ハードに整理し策定されている。 *事業計画に反映し、計画策定は組織的に行われている。
3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> *業務分担表を整備し、役割や責任を明示している。また、会議や園だより等で必ず園長としての役割、責任、意向等を表明している。 *職員一人ひとりに自己評価を実施させ、それに基づき話し合いを実行し、質の向上や働きやすい体制作りに指導力を発揮している。 *遵守すべき法令等については、職員に周知等されているが、リスト化は十分でない。
評価対象Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> *事業経営を取り巻く情報等の把握は、行政会議や地域の健全育成会議等から把握している。
1 経営状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> *外部監査は行われていない。
2 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> *職制・職務分担を文書化し、責任体制を明確にしている。 *毎年職員の希望等を聞き、ゆとりある人員配置に心掛けているが、具体的なプランの確立までには至っていない。 *客観的な基準に基づく人事考課は実施していない。 *職員の研修に関する基本姿勢が、中長期計画に明記され取り組まれているが、職員一人ひとりの計画策定や研修成果の分析・計画の見直しは十分でない。 *実習生の受け入れについてのマニュアルが整備され、オリエンテーションで保育姿勢を必ず確認するなど積極的に取り組んでいる。
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> *利用者の安全を確保するため、危機管理マニュアルをはじめ各種マニュアルが整備され、職員に周知されている。 *衛生管理について調理場については整備されているが、水周りについてのマニュアルが十分でない。 *不審者の侵入についての危機管理マニュアルや防犯関連機材を整備している。

4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> *地域との交流は、理念や基本方針等から大切なものとして積極的に取り組んでいる。 *特に子育て支援センターの機能が充実している。 *子どもたちは小学生や中学生、地域の老人クラブ等との交流の機会がある。 *ボランティアの受け入れを積極的に行っている。
評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> *日々の保育に関しては、園長を初め職員一同がよりよい保育を目指し努力している。しかし組織として見た場合、サービスの仕組み、運営に関する情報収集、定期的見直しなど管理体制が十分ではない。
2 サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> *園内は比較的余裕のある空間が確保されている。フロアとじゅうたんの区画があり、園児達はのびのびと生活できている。 *園児の様々な状況、たとえばアレルギー児、外国からの園児、長時間保育、一時保育、子育て支援センターの活動など充実した対応をしているが、活動内容等の実施記録や検証評価などの一連の取り組みが十分でない。
3 サービスの開始、継続	<ul style="list-style-type: none"> *サービス開始にあたっては、入園時の分かり易いリーフレットを初め、丁寧な説明の時間を設けて取り組んでいる。 *卒園児に対しては、園での生活状況などの記録物を用意しているが、在園児の入退に備えた円滑な引き継ぎのための資料を用意していない。
4 サービス実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> *児童票、発達確認表などがあり、年齢・月齢に応じた発育状況を、園児一人ひとりにつき様子を記している。 *必要に応じて子どもや保護者への助言などにも有効に活用している。しかし定められた方法で定期的にアセスメントをしたり、保育方針の中では沐浴、身だしなみの清潔等の具体的支援方法などの明示が十分でない。

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
①	理念が明文化されている。	A
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	A
②	理念や基本方針が子どもや保護者等に周知している。	A

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	A
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	計画の策定が組織的に行われている。	A
②	計画が職員や子どもや保護者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	B
③	外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	C

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
②	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行なわれている。	B
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	A
②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	A

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
②	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
③	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B
④	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	A
⑤	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
⑥	発生した事故を把握している。	A
⑦	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	A
⑧	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
⑨	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	A
②	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	A
③	事業所が有する機能を地域に還元している。	A
④	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	必要な社会資源を明確にしている。	A
②	関係機関等との連携が適切に行なわれている。	A
③	虐待を受けていると疑われている子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	B
④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
①	地域の福祉ニーズを把握している。	A
②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
①	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
②	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
③	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
④	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
⑤	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行なっている。	A
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	B
②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	B
③	子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
④	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
⑤	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
⑥	沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
⑦	排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	B
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	A
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	B

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	C
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	C
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	B
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。B		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画がB作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	B
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	B
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	B
	② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A.
	③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A.
	④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行なっている。	A
	⑤ 身近な自然や社会とかがわゆるような取り組みがなされている。	A
	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	A

	⑦ 絵本、物語などに親しみを持ち、文字、言葉、会話などに興味や関心をもてるような配慮がされている。	A
	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分担意識を植え付けないような配慮をしている。	A
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行なっている。	B
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。 B		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	B

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	B
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	C
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者等の意向等を考慮して作成されている。	A
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	B

③ 食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
④ 沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	B
⑤ 身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	B
⑥ 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行なっている。	A
⑦ 指導計画の評価を定期的に行ない、その結果に基づき、指導計画を改定している。	B
⑧ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
⑨ 子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	C
⑩ 保育計画・指導計画を適切に策定している。	B
⑪ 保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	B